

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、さぬき市の土地改良事業（農業基盤整備促進事業（初音・川東地区））の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類をさぬき市建設経済部土地改良課において平成29年11月13日から同年12月4日まで縦覧に供する。

平成29年11月6日

香川県知事 浜 田 恵 造